

改正前：**地域医療対策協議会の役割等が不明確**  
**地域医療支援センターとの関係・役割分担も不明確**

改正後：**地域医療対策協議会の役割明確化・協議プロセスの透明化**  
**地域医療支援センターとの関係・役割の明確化**

## 地域医療対策協議会



**構成員** 都道府県、大学、医師会、主要医療機関等

**役割** 協議事項が具体化されていない  
(医療従事者の確保(地域医療対策)のみ)

**協議の方法** 具体的な協議の方法は定められていない

**国のチェック** 協議内容に対する国のチェックの仕組みなし

## 地域医療対策協議会



**構成員** 都道府県、大学、医師会、主要医療機関、**民間医療機関** 等  
※ **議長は都道府県以外の第三者・互選、女性割合に配慮** 等

**役割** **協議事項を法定**  
・キャリア形成プログラムの内容  
・医師の派遣調整  
・派遣医師のキャリア支援策  
・派遣医師の負担軽減策  
・大学の地域枠・地元枠設定  
・臨床研修病院の指定  
・臨床研修医の定員設定  
・専門研修の研修施設・定員 等

**協議の方法** 医師偏在 **指標に基づき協議**  
・大学・医師会等の **構成員の合意が必要**  
・ **協議結果を公表** → **協議プロセスの透明化**

**国のチェック** ・医師派遣先(公的、民間の別)等の医師の派遣状況について  
**定期的に国がフォローアップ**

法案による見直し

関係・役割分担が不明確

都道府県が実施する医師派遣等の対策は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づいて行う(法律に明記)

## 地域医療支援センター (医師確保対策の事務の実施拠点)



**法定事務** ・都道府県内の医師確保状況の調査分析  
・医療機関や医師に対する相談援助

**法定外事務** ・医師派遣のあっせん・調整(通知・予算)  
・キャリア形成プログラムの策定促進(通知・予算)等

**協議の方法** 運営委員会で協議(構成員、協議内容等が、地域医療対策協議会と重複)

## 地域医療支援センター (医師確保対策の事務の実施拠点)



**法定事務** ・都道府県内の医師確保状況の調査分析  
・医療機関や医師に対する相談援助  
・ **医師派遣事務**  
・ **キャリア形成プログラムの策定**  
・ **派遣医師のキャリア支援・負担軽減** 等

**協議の方法** 原則として、**地域医療対策協議会に一本化**  
(地域医療対策協議会のWG等として存置も可)